

# 売 買 契 約 約 款

(総則)

第1条 売主は、この約款（契約書及び仕様書を含む。）に基づき買主又は買主の指定する職員（以下「検査職員」という。）の指示に従って契約書記載の契約金額をもって、納入期限内に、契約物件を納入しなければならない。

2 売主は、買主から特に指示を受けたときは、納入期限内において当該物件を分納することができる。

(履行の委任、権利、義務の譲渡等)

第2条 売主は、この契約の履行について、契約物件の全部又は一部を第三者に委任してはならない。ただし、買主の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

2 売主は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、委任し、又は受け継がせてはならない。ただし、買主の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更及び中止)

第3条 買主は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、買主と売主が協議して書面にてこれを定めるものとする。

(延期等の届出)

第4条 売主は、万一納入期限までに契約物件を納入することができないことが明らかになったときは、遅滞なく、その理由、納入できる予定日等について書面をもって買主に届け出るものとする。

(履行期限の延長)

第5条 買主は、売主が納入期限までに契約物件を納入することができなくなった場合で、その理由が当事者双方の責めに帰することができない理由又は買主の責めに帰すべき理由によるときは、相当と認める日数の延期を認めることができる。

(履行の延滞)

第6条 買主は、売主の責めに帰すべき理由により、売主が納入期限までに契約物件を納入することができなくなった場合であって、買主がその事業に著しい支障をきたさないと認めるときは、相当と認めた日数の履行延滞を認めることができる。

(一般的損害)

第7条 納入検査完了までの間に発生した損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、売主がその費用を負担する。ただし、その損害のうち買主の責めに帰すべき事由により生じたものについては、買主が負担する。

(第三者に対する損害賠償責任)

第8条 契約物件の納入に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、売主がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち買主の責めに帰すべき事由により生じたものについては、買主が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、契約物件の納入に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、買主がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約物件の納入に伴い売主が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、売主が負担する。

3 前2項の場合その他契約物件の納入について第三者との間に紛争を生じた場合においては、買主と売主とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 売主は、契約物件を買主に引き渡す前に、検査職員の検査を受け、これに合格した物でなければ納品できない。この検査に必要な経費は、売主の負担とする。

(契約金額の支払)

第10条 売主は、前条の検査に合格したときは、所定の手続により契約金額の支払を請求するものとする。

2 買主は、前項に規定する支払の請求書を受領したときは、その日から30日以内に売主にその契約金額を支払わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、45日以内とすることができる。

3 買主は、前項の規定による契約金額の支払を、関市指定金融機関を経る行う。

(追完請求権)

第11条 納入された契約物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下、「契約

不適合」という。)は、買主は、売主に対し、当該物件の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、売主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、買主の責に帰すべき事由によるものであるときは、買主は履行の追完を請求することができない。

(契約金額減額請求権)

第12条 契約不適合のある場合、買主は相当の期間を定めて売主に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

(準用)

第13条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除権の行使についても準用する。

(買主の権利の期間制限)

第14条 売主が、契約不適合の物件を納入した場合において、買主が不適合を知ったときから1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(危険負担)

第15条 第9条に規定する検査の完了以前に生じた契約物件の滅失、毀損、変質その他一切の損失は、全て売主の負担とする。ただし、買主の責めに帰する場合は、この限りでない。

2 売主が、買主に契約物件を引き渡した場合において、その引渡しがあったとき以後にその契約物件が売主及び買主双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払いを拒むことができない。

(買主の任意解除権)

第16条 買主は、契約物件が納品されるまでの間は、次条、第18条、第20条第1項、第22条第1項及び第24条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 買主は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、売主に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(買主の催告による解除権)

第17条 買主は、売主が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限内までに納品しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に契約物件を納品する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(買主の催告によらない解除権)

第18条 買主は、売主が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の契約物件を納品することができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された契約物件に契約不適合がある場合において、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 売主がこの契約の契約物件の納品の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 売主の債務の一部の履行が不能である場合又は売主がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (6) 契約物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、売主がその債務の履行をせず、買主が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 第25条又は第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(買主の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条各号又は前条各号に定める場合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 買主は、売主がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、売主に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、売主に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が売主に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、売主が抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が売主又は売主が構成事業者である事業者団体（以下「売主等」という。）に対して行われたときは、売主等に対する命令で確定したものをいい、売主等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号の命令により、売主等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発令した課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 売主（売主が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、売主は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として買主の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為があった場合の違約金等)

第21条 売主は、この契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、買主がこの契約を解除するか否かを問わず、買主に対して違約金として契約金額の10分の1に相当する額を買主が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第5号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合、その他買主が特に認める場合は、この限りでない。

2 売主は、この契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、買主がこの契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、買主に対して違約金（違約罰）として契約金額の10分の1に相当する額を買主の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前2項の規定は、買主に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、買主がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 前3項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。

5 前項の場合において、売主が共同企業体であり、既に解散されているときは、買主は、売主の代表者であった者又は構成員であった者に第1項及び第2項に規定する違約金の支払を請求することができる。この場合においては、売主の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該違約金の額を買主に支払わなければならない。

6 売主が第1項及び第2項の違約金を買主の指定する期間内に支払わないときは、売主は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により定められた率の割合（以下「遅延利息の率の割合」という。）で計算した額の遅延利息を買主に支払わなければならない。

（暴力団排除措置による解除）

第22条 買主は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 売主が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 売主の役員等（関市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第5号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 売主の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 売主の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第4号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 売主の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 売主の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 売主の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、売主は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として買主の指定する期間内に支払わなければならない。

（不当介入への対応）

第23条 売主は、この契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、買主に報告しなければならない。

2 売主は、不当介入に対する措置状況の報告が必要と買主が認めるとき及び不当介入に対する措置が完了したときは、買主に報告しなければならない。

3 買主は、売主が第1項に規定する報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、納入期限内に納入を完了することができないと認めるとき等は、納入期限の変更等必要な措置を講ずるものとする。

（通知義務違反による解除）

第24条 買主は、関警察署長から不当介入がある旨の通知を受けたときは、売主に当該通知に係る内容について確認するとともに、故意に前条第1項の報告を怠ったと認めるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、第17条の規定を準用する。

（売主の催告による解除権）

第25条 売主は、買主がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（売主の催告によらない解除権）

第26条 売主は、第3条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（売主の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 第25条又は前条に定める場合が売主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売主は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う清算）

第28条 この契約を解除したときは、すでに契約の履行が完了されている契約物件等については検収を行い、適合すると認めるものに限ってその代金を支払うものとする。

2 前項の場合において、検収に直接要する費用は、売主の負担とする。

（買主の損害賠償請求等）

第29条 買主は、売主が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間に契約物件を納品することができないとき。
- (2) この契約物件に契約不適合があるとき。
- (3) 第17条又は第18条の規定により、契約物件等の納品後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、売主は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として買主の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第17条又は第18条の規定により契約物件の納品前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 契約物件の納品前に、売主がその債務の履行を拒否し、又は売主の責めに帰すべき事由によって売主の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 売主について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 売主について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 売主について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、買主が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額からすでに納品され清算に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額とする。

（売主の損害賠償請求等）

第30条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第10条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、売主は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを買主に請求することができる。

（規則の適用）

第31条 この契約に定めるもののほか、関市契約規則（昭和39年関市規則第5号）の定めるところによる。

（疑義の決定）

第32条 この契約に関し疑義を生じたときは、買主と売主とが協議のうえ定めるものとする。